

様式第4号（第11条関係）

基 建 第 1 5 6 号
平成28年5月11日

第1区長

富山 茂 様

基山町長 松田 一也

基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案について、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

平成28年4月19日付けで提案がありました、町道下基北線のカーブミラー設置要望につきましては、建設課で要望箇所の現地確認を行いました。該当箇所は、町道下基北線から町道牛会・八ツ並線へ出る際に、民家のブロック塀があり、直前まで車両や歩行者等の通行が確認できないため、平成28年度中にカーブミラーの設置を行いません。

2 取扱いの理由

交通安全施設については、他の要望箇所と調整し、町内の危険な箇所から工事を進めているためです。